

平成 25 年 11 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 M C J  
代表者名 代表取締役社長兼会長 高島 勇二  
(東証マザーズ コード番号:6670)  
問合せ先 取締役 経営企画室長 廣田 重徳  
(電話番号 03-5821-7114)

### 当社株式の大規模買付行為に関する必要情報の再提供要請について

当社は、平成 25 年 11 月 15 日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する追加必要情報リストに対する回答書の受領について」にて公表いたしましたとおり、株式会社レノ（以下「レノ社」といいます。）より、当社取締役会及び独立委員会がレノ社による大規模買付行為の内容を評価・検討するために必要と考える情報の追加提供を要請する書状（以下「本追加必要情報リスト」といいます。）に対する回答書（以下「本回答書」といいます。）を受領いたしました。

これを受け、当社取締役会及び独立委員会は、本回答書においてレノ社から提供された情報が、本追加必要情報リストに対する回答として十分な内容であるか否かを慎重に検討してまいりましたが、独立委員会より、回答内容が不明瞭もしくは不足している部分について、さらなる追加情報の提供をレノ社に対し要請したいとの申出があり、本日、追加的に必要情報の提供を要請する書状（以下「本追加必要情報リスト(2)」）をレノ社に対し交付いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本追加必要情報リスト(2)の内容は別紙のとおりとなりますが、本追加必要情報リスト(2)は本回答書の一部を引用するかたちで作成されており、当社が公開することによりレノ社の事業活動に影響を及ぼすおそれのある情報（主にレノ社と特定の企業との関係性等に関する情報をいいます。）が含まれていることから、本件リリースにおきましては項目及びその概要の記載にとどめております。

今後、本追加必要情報リスト(2)に対するレノ社の回答を受領次第、直ちに受領した事実を公表するとともに、今後の対応に関してあらためてお知らせさせていただきます。株主の皆様におかれましては、引き続き当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以上

(別紙)

### <本追加必要情報リスト(2)の内容>

独立委員会において、レノ社による当社株式の取得が当社の企業価値及び株主共同の利益にどのように影響があるのかを判断するにあたり、必要情報として十分ではないと認められる事項について、具体的な説明及び追加情報の提供が要請されております。

なお、独立委員会よりレノ社に対し交付された本追加必要情報リスト(2)の内容は下記のとおりです。

#### 記

平成25年11月15日付(追加的な情報提供に関する要請書面に対するご回答)について、以下のとおり、追加の必要情報の提供を要請いたします。

なお、本書においては、以下のように語句定義させていただきます。

①株式会社MCJ	「当社」
②株式会社レノ	「貴社」
③貴社及び貴社の関係会社	「レノグループ」又は「レノグループ各社」
④平成25年10月22日付 (必要情報リストに関するご回答)	「第1回回答書」
⑤平成25年11月15日付 (追加的な情報提供に関する要請書面 に対するご回答)	「第2回回答書」

#### 1 貴社の借入先に関する詳細情報について

- (1) 貴社が短期借入を行ったとされる法人について、その設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の経歴についてご教示ください。
- (2) 貴社が短期借入を行ったとされる法人との借入れにかかる弁済期等の合意内容の詳細について
- (3) 貴社が短期借入を行ったとされる法人の過去の状況と貴社への貸付けに至る経緯等について

#### 2 大規模買付行為後の当社への債務負担・担保設定を要求する意思の有無について

大規模買付行為後、当社に債務負担・担保設定などを求める意思はありませんか。第2回回答書において、あわせて行った他の質問へのご回答のみをいただき、この点について明確なご回答をいただけておりませんでしたので、あらためてお伺いする次第です。

#### 3 大規模買付行為後の当社資産の処分要求について

第2回回答書において、貴社は、当社の現預金のうち、事業上必要となる金額を除く部分が不要な金融資産と考えると述べていますが、事業上必要か否かの判断に関しては、資金需要、資金調達の難易の状況、経済環境等を総合的に踏まえた経営判断を要し、まさに「事業運営」そのものです。貴社は、経営の参画について「事業運営についてまで関与していく」こととされ、そのような経営参画を目的としていないと述べておられますから、合理的説明が可能な範囲である限り、当社現経営陣に一任していた

だけという理解でよろしいでしょうか。それとも、事業上必要か否かの判断は、あくまでも貴社が貴社の基準で行い、当社の弁に関係なく不要な金融資産であるとして株主還元を求めのおつもりでしょうか。

#### 4 貴社の投資行動について

大量保有報告書によれば、平成 25 年 10 月 30 日、貴社は、市場外で 2 万株を処分し、その後あらためて市場外で 170 万株を取得されています。

第 2 回回答書において、貴社は、当社の主要株主（当社株式の 10%超を保有する株主）から外れることを目的として 2 万株を処分したと述べられていますが、一度主要株主から外れ、同日中に再び主要株主となることが、貴社の一連の投資行動にどのような影響を及ぼし得るのかをご教示ください。

以上